

8 児童デイサービス

【経過的児童デイサービスについて】

問8-1

経過的児童デイについて、平成21年4月以降についても実施が可能と考えてよいか。

その際、サービス管理責任者の配置が4月に間に合わなかった場合、配置が可能になるまでの間、人員欠如減算を行うことになるのか。

(答) お見込みのとおりである。

なお、サービス管理責任者の配置については、経過措置を設けているところであるので、ご確認いただきたい。

【就学児を中心とした児童デイサービスの新規指定】

問8-2

就学年齢の児童を中心とした児童デイサービスの新規指定を行うことが可能か。

(答) 指定基準を満たしていれば、新規指定は可能である。

【利用定員】

問8-3

児童デイサービス費の算定について、従来の「平均利用人員」に応じた報酬区分から「利用定員」に応じた報酬区分に変更になっているが、「利用定員」とはどのように考えればよいのか。

指定基準に定める利用定員か、各単位（クラス）の利用定員の合計か。

(答) 各単位（クラス）の利用定員を合計したものである。

【福祉専門職員配置加算の対象職種】

問8-4

社会福祉士、介護福祉士以外の専門職（言語療法士等）は加算の対象となるか。

(答) 加算の対象とはならない。

【医療連携体制加算】

問8-5

障害児に対する看護とはどのようなものを想定しているか。

(答) 経管栄養が必要な児童や気管切開を行っている児童等に対する看護を想定している。

9 自立訓練（機能訓練）

【訪問による自立訓練】

問9

自立訓練（機能訓練）において視覚障害者に対する専門的訓練を訪問により実施する場合、支給決定が記載されているが、現行の支給決定から別途支給決定をする必要があるのか？

(答) 改めて別途の支給決定を行う必要はないが、受給者証に記載する必要がある。

10 就労移行支援

【就労移行支援体制加算、算定方法】

問10-1

就労移行支援に係る就労移行支援体制加算について、その具体的な算定方法について教えていただきたい。（前年度について80/100、前々年度について20/100を乗ずる趣旨及びその方法）

(答)

1 今回の就労移行支援体制加算については、一般就労への移行に積極的に取り組んでいる事業所に対し、過去の実績も含め、就職・定着の実績に応じて、きめ細かい評価を行うために見直しを行ったものである。

2 また、算定方法については、以下のとおり。

(例) 就労移行支援事業所において、

- ・ 前々年度の利用定員30名に対し定着者10名
- ・ 前年度の利用定員30名に対し定着者7名 の場合

(算定の際は、計算の度に、小数点以下の端数処理（四捨五入）を行う)

(1) 前々年度の定着者を、前々年度の利用定員で割り、定着率を算定。

$$10 \text{名} \div 30 \text{名} \times 100 (\%) = 33\% \text{ (小数点以下四捨五入)} \cdots ①$$

(2) 前年度の定着者を、前年度の利用定員で割り、定着率を算定。

$$7 \text{名} \div 30 \text{名} \times 100 (\%) = 23\% \text{ (小数点以下四捨五入)} \cdots ②$$

(3) 前々年度の定着率(①)に0.2を乗じる。

$$33\% \times 0.2 = 7\% \text{ (小数点以下四捨五入)} \cdots ③$$

(4) 前年度の定着率(②)に0.8を乗じる。

$$23\% \times 0.8 = 18\% \text{ (小数点以下四捨五入)} \cdots ④$$

(5) 上記(3)及び(4)にて算出した定着率(③及び④)を合わせ、当該加算算定対象となる定着率を算定。

$$7\% + 18\% = 25\%$$

よって、定着率は25%となり、82単位加算となる。

(現行では前年度の定着率が20%以上の場合、一律26単位加算)

※ 定着者： 就労移行支援事業利用者のうち、就職後6か月を超える期間継続して就労している者

【就労支援関係研修修了加算、対象職員】

問 10-2

就労支援関係研修修了加算について、1年以上の実務経験を有する「就労支援に従事する者」とは就労支援員に限定されるのか、職業指導員でもよいのか、その範囲について具体的に教えてほしい。

(答) 就労移行支援事業における就労支援員について、利用者の就職後の職場定着のための支援など、これまで障害福祉の分野にみられなかった範疇の業務を確実なものとし、同時に質を高めるための加算であるため、報酬告示第13の12の就労支援関係研修加算において、「就労支援員として配置」と定めているとおり、就労移行支援事業の就労支援員に限定される。

【就労支援関係研修修了加算、算定範囲】

問 10-3

就労支援関係研修修了加算において、定員30名で2名の就労支援員を配置し、2名とも第1号職場適応援助者の研修を修了している場合、加算は2名分(22単位)算定されるのか。

(答) 就労支援関係研修修了加算は、該当する研修を修了した就労支援員を配置している事業所への体制加算と位置づけているため、該当する研修を修了した就労支援員が複数いても、11単位のみの加算となる。

【就労支援関係研修修了加算、算定範囲】

問 10-4

(1) 就労支援関係研修修了加算の算定対象となる就労支援員が非常勤職員であり、すべての日数において勤務しない場合でも、研修加算の対象となるのか。

(例) 定員20名、就労支援員が常勤1名、非常勤1名
このうち、非常勤職員が当該加算対象となる研修修了者

(2) (1)の場合、非常勤職員の就労支援員が、週5日のうち4日を就労支援員として勤務し、残りの1日を第1号職場適応援助者として活動することは可能か。

(答)

(1) お見込みのとおり。就労支援研修修了加算は、研修を修了した者を就労支援員として配置している事業所に対し、評価を行うものであるため。

(2) 平成21年4月に留意事項通知を改正することとしており、この改正後であれば、質問内容の活動は可能となる。

11 就労継続支援A型

【重度者支援体制加算】

問 11

重度者支援体制加算について、平成24年3月末まで障害基礎年金1級受給者が5%となっているが、既に移行している事業所も平成24年3月までは5%以上で加算されるのか。また、旧法施設から既に就労継続支援B型に移行した事業所が就労継続支援A型に移行する場合、もしくは逆の場合も、5%加算の対象となるのか。

(答) 特定旧法指定施設から移行した場合、既に就労継続支援A型(B型)に移行済であっても、要件は5%以上となる。ただし、就労系でない新体系事業(生活介護等)に移行した後、就労継続支援A型又は就労継続支援B型に移行した場合は、通常の50%以上が要件となる。

なお、ご質問の特定旧法施設から既に就労継続支援B型に移行した事業所が就労継続支援A型に移行する場合、もしくは就労継続支援A型に移行した事業所が就労継続支援B型に移行する場合は、5%以上が要件となる。

12 就労継続支援B型

【目標工賃達成加算、算定要件】

問 12-1

目標工賃達成加算(Ⅱ)について、工賃引き上げ計画の作成が要件となっているが、作成予定の場合でも算定されるのか。

(答) 報酬告示第15の4「目標工賃達成加算(Ⅱ)」の注2において、「作成すること」につき加算するため、実際に作成していることが必要となる。

【施設外就労加算、職員配置】

問 12-2

(1) 施設外就労加算を算定する場合の人員配置について

例えば、就労継続支援B型(Ⅱ)・職員配置基準10:1、利用者20人の事業所において、利用者3人のユニットで施設外就労(必要な職員配置1人)を実施した場合、事業所全体の職員配置基準はどうなるのか。

(2) 多機能型事業所で、就労継続支援B型(10:1)から3人、就労移行支援から3人の6人で施設外就労を実施する場合、同じ事業所であるので、職員配置は、1人でもよいか。

(答)

(1) 施設外就労加算は、ユニット単位で職員を本体報酬算定における職員配置基準の人員(10:1分)を必ず配置するとともに、事業所内に残る利用者に対しても、同じ職員配置基準(10:1)を維持可能とするための加算であるため、職員配置は、

- ① 施設外就労(利用者3人) 職員1人
- ② 事業所内(利用者17人) 職員1.7人

①+②=2.7人分の人員配置を満たす必要がある。

(2) 多機能事業所であっても、事業ごとに施設外就労の目的が異なり（工賃の引き上げか、一般就労に向けた実践的な訓練か）、事業ごとの活動になると考えられることから、それぞれに配置が必要である。この場合、

① 就労継続支援B型：1人以上

② 就労移行支援：1人以上

であり、合計で2人の職員配置が必要となる。

なお、就労移行支援の場合、一定の期間で一般就労に向けた訓練を効果的・効率的に行うこととなる。

【目標工賃達成指導員配置加算、対象職員】

問 12-3

目標工賃達成指導員は、生活支援員との兼務は可能か。また非常勤でも可能か。

(答) 目標工賃達成指導員は、指定基準を満たすために配置されている職業指導員及び生活支援員に加えて配置したことにより加算されるとともに、目標工賃を達成するための配置となるため、兼務は不可。

なお、非常勤職員の配置も可能となっている。

13 施設入所支援

【施設入所支援の利用要件】

問 13-1

生活介護及び施設入所支援の対象者のうち、「別に厚生労働大臣が定める者」について、「特定旧法指定施設に入所した者のうち、当該特定旧法指定施設に継続して一以上の他の指定障害者支援施設若しくはのぞみの園に入所している者又は当該特定旧法指定施設若しくは当該指定障害者支援施設等を退所した後に指定障害者支援施設等に再入所する者」と規定されているが、これは平成21年4月1日から障害者支援施設に移行する場合において、平成18年10月以降に支給決定を受けた特定旧法指定施設の入所者（特定旧法受給者でない場合）であっても平成21年4月以降、引き続き障害者支援施設に入所が可能であると解釈してかまわないと。また、平成24年4月以降も引き続き入所が可能であると解釈してよいか。

(答) お見込みのとおり、今回の改正（※）により、特定旧法指定施設に入所した者（特定旧法受給者及び平成18年10月以降に新たに入所した者）については、施設利用に係る報酬の算定期限を撤廃し、施設の新体系移行時及び平成24年4月以降も引き続き指定障害者支援施設への入所を可能とするものである。

※ 「厚生労働大臣が定める者」（平成18年厚生労働省告示第556号）の改正

【施設入所支援の人員配置】

問 13-2 施設入所支援の基本報酬について平均障害程度区分に基づく評価から利用者個人の障害程度区分に基づく評価へと見直されているが、平成 21 年度以降の人員配置はどのようになるのか。

(答) 生活介護と同様、人員については最低基準を満たしていれば基本報酬は算定できるものとする。

【重度障害者支援加算】

問 13-3 重度障害者支援加算（Ⅰ）の対象者となる「特別な医療が必要である者」について、現行の当分の間「褥瘡の処置」と「疼痛の看護」を含めるとする取扱いは引き続き継続されるのか。

(答) 引き続き当分の間、継続の取扱とする。

【夜間看護体制加算】

問 13-4 夜間看護体制加算は、看護職員が夜勤を行った日について算定するもの（毎日について看護職員が夜勤を行う必要はない）という理解でよいか。

(答) 夜間看護体制加算は、毎日夜間看護体制をとっている場合に算定の対象となる。

【地域生活移行個別支援特別加算】

問 13-5 今回新設された本加算と福祉専門職員配置加算の併給は可能か。

(答) 当該加算においては、社会福祉士等の資格保有者を専任に配置することまでは求めないこととしたため、福祉専門職員等配置加算との併給は可能である。

【栄養マネジメント加算】

問 13-6 栄養マネジメント加算は、栄養ケア計画を作成されている利用者について算定するのか、利用者全員について算定するのか。

(答) 入所者全員に対する栄養計画の作成を行っている場合に加算の算定対象となり、利用者全員に対して算定するものとする。

14 短期入所

【基本報酬】

問 14-1

福祉型短期入所サービス（Ⅱ）及び（Ⅳ）は、利用の初日及び最終日に他の日中活動系サービスを利用する場合も含むのか。含むのであれば、事業者において退所後等の他サービス利用の有無をどのように把握するのか。

(答)

利用の初日及び最終日に他の日中活動系サービスを利用する場合も含める。

事業所においては、利用者のサービスの利用状況を本人又は保護者に確認するとともに、上限額管理事業所に確認するなどして、把握する必要がある。

【短期利用加算】

問 14-2

- 1 福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)・(Ⅳ)(いずれも夜間のみ)の利用であっても、「連続して30日」と考えるのか。
- 2 医療型特定サービス費(日中のみ)の利用であっても、「連続して30日」と考えるのか?

(答) 短期利用加算については、いずれの短期入所に係るサービス費においても「連続して30日」算定可能である。

【短期利用加算】

問 14-3

ある短期入所事業所において、過去に利用実績のある障害者等が、一定の期間が経過した後、再度当該事業所を利用する場合に、短期入所利用加算の算定は可能か。

(答) お見込みのとおり。1回の利用が30日以内である場合には算定可能。

【重度障害者支援加算】

問 14-4

重度障害者支援加算の対象者は、告示第8の注1を準用することになっているが、次のとおりでよいか。

区分6(障害児ではこれに相当する状態)で、意思疎通に著しい支障がある、次の①又は②の者。

①四肢すべてに麻痺等があり、かつ寝たきりの者のうち、次の(ア)又は(イ)の者に短期入所を行った場合に加算。

(ア)人工呼吸器による呼吸管理を行っている者

(イ)最重度の知的障害者。

②別に厚労大臣が定める基準(行動関連項目の合計点数が15点以上)を満たしている者。

なお、医療型短期入所サービス費、医療型特定短期入所サービス費の場合、算定不可。

(答) お見込みのとおり。

【重度障害者支援加算】

問 14-5

職員体制に関わらず、該当する重度障害者を受け入れた場合、算定されるのか。

(答) 加算対象となる重度障害者を受け入れて支援を行った場合に算定可能である。

【重度障害者支援加算】

問 14-6

受給者証上の表記が必要であるか。

(答) 受給者証上の表記は必要。(共同生活介護においては、重度障害者支援加算対象者の確認をするために、重度支援と記載させることとしているので、短期入所についても、同様に重度支援と記載していただくことになる。)

【重度障害者支援加算】

問 14-7

市町村が短期入所の支給決定を行った者について、重度障害者支援加算の要件(=重度障害者等包括支援の対象となる者)に該当するか否かの判断、及び加算対象者である旨の受給者証への記載は、職権で行うこととしてよいか。

特に、障害児の場合、短期入所の支給決定にあたっては5領域10項目の調査を行うのに対して、重度障害者等包括支援の支給決定にあたっては106項目の調査を行うことに加えて審査会の意見聴取が求められている。

そのため、5領域10項目の調査しか行っていない短期入所利用者について、重度障害者包括支援対象者の条件を満たすかどうかの判断がしにくいため、考え方についてご教示願いたい。

(答) 障害者にあっては、審査会の意見聴取の上、適切に判断していただきたい。

障害児にあっては、児童相談所の判断によることとされたい。

【栄養士配置加算】

問 14-8

- 1 管理栄養士・栄養士の「配置」とは、事業所との間で雇用契約が結ばれている必要があるか。
- 2 栄養士は他事業との兼務が可能か。また、その場合、複数の事業で加算を算定できるか。

(答)

- 1 栄養士又は管理栄養士については、当該施設に配置されていることとする(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号)の規定による労働者派遣事業により派遣された派遣労働者を含む)
2 次のア、イのいずれかの取り扱いとする。
ア 併設型事業所又は空床利用型事業所においては、本体施設と同じ加算の取り扱いとする。
イ 例えば施設に併設する短期入所事業と3つの施設について栄養士が兼務している場合は、従前の取り扱いのとおり、当該加算の算定の対象となる施設は、2施設までとする。(併設型事業所又は空床利用型事業所はアの取り扱いで施設と一体のものとして取り扱って差し支えない)

【栄養士配置加算】

問 14-9

医療型短期入所サービス費を算定している場合は栄養士配置加算は算定できないとしているのはなぜか。

(答) 医療型短期入所サービス費の報酬には診療報酬上の食事療養費が評価されているので、算定の対象とならない。

【医療連携体制加算】

問 14-10

- 1 看護職員が短期入所事業所を訪問し、利用者に対して看護を行った場合が加算の対象となるが、医療的ケアを行わなかった場合は、加算の対象とならないのか。
- 2 看護職員が複数名で訪問しても加算額は同額か。

(答)

- 1 医療連携体制加算は、看護職員をして短期入所事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対し看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し看護を行った場合加算することとしているが、病状等により医師の指示による看護行為が行えない状況も想定されることから、医療的ケアが行われなくても加算の対象とする。
- 2 看護職員が複数名で訪問しても加算額は同額とする。

【単独型加算】

問 14-11

短期入所事業所の「単独型事業所」には、日中活動系サービス事業所に併設して事業を行うものだけでなく、短期入所事業のみを実施しているケースがあるが、この場合も単独型加算の算定は可能か。

(答) 短期入所事業のみを実施している単独型事業所についても単独型加算が算定可能である。

15 共同生活介護・共同生活援助

【基本報酬】

問 15-1

複数の共同生活住居を有する事業所の場合、共同生活住居ごとに世話人の配置を考え適用される報酬区分を変えてよいか。それとも指定事業所全体の利用人数により判断することになるのか。

(答) 共同生活介護及び共同生活援助の人員配置は事業所ごととなっているため、住居ごとでなく、報酬区分も事業所ごととなる。

【基本報酬】

問 15-2

基本単価について、利用者の数をベースにするということは、入退所により単位数が変わらるのか。

(答) 利用者の数は、原則として前年度の平均値である。

【体験利用】

問 15-3

体験利用サービス費を算定する場合、体験利用する者への支給決定を市町村があらかじめしておく必要があるのか。

(答) 体験利用に当たっては、通常の共同生活介護又は共同生活援助と同様、支給決定等の手続きが必要である。

【体験利用】

問 15-4

入院・入所している者だけでなく、在宅にいる者も体験利用することはできるか。

(答) 体験利用の対象者は、入院・入所している者に限定されないので、家族と同居している者も利用は可能である。

家族と同居しているうちから体験利用することは、将来の自立に向けてその可能性を育み、高めていく観点からも非常に重要であり、活用が広がることを期待しているところ。

【体験利用】

問 15-5

① 体験利用について、障害児施設に入所している児童が18歳到達後に共同生活介護等に移行することを念頭に体験利用する場合も対象となるか。

② 障害児施設給付費との併給について

①において障害児施設からの体験利用が可能であるとした場合、旧法施設支援との併給を禁じている規定にも鑑みて、障害児施設給付費（入所）と共同生活介護サービス費（IV）又は共同生活援助サービス費（V）を併給することはできないと解しますが相違ないでしょうか。

(答)

① 障害児施設の入所者については、児童相談所長が認めた場合に対象となる。（家族との同居の場合も同様。）

② 外泊扱いとして体験利用は可能である。

【体験利用・夜間防災体制加算】

問 15-6

① ケアホーム、グループホームの体験入居について、人員基準はどのように考えればよいのか。体験入居者以外の人員に対して基準を満たしていればよいのか。それとも利用者及び体験入居者の合計人数に対して基準を満たさなければならないのか。それとも体験入居者専属の人員を配置しなければならないのか。

② グループホームの夜間防災体制加算について、一体型についても加算の対象となるのか。また、夜間支援体制をとっている一体型の事業所でも加算を付けることができるのか。

(答)

- ① 体験利用者も含めて、一体的に配置数を算定する。
- ② 一体型においても算定は可能である。

【体験利用】

問 15-7

体験利用の場合の居室の利用形態について

- ① 共同生活介護等の利用者(体験利用除く)が帰宅・入院等により不在の場合に、当該利用者の居室を、体験利用に供することは可能か。可能とすれば、帰宅時支援加算等を算定することは可能か。
- ② 利用されていない居室を、複数の体験利用者に交互に供することは可能か。例えば、同じ居室を、今週はA、来週はB、再来週はAが利用するといった形態。可能とすれば、利用の都度、契約を交わすこととなるのか。

(答)

- ① 平成18年11月13日付け「介護給付費等の算定に関するQ&A(VOL.1)について」問10の短期入所の場合と同様、当該利用者と賃貸借契約が締結されていることから、家賃等が支払われている間については、体験利用の用に供することはできない。
- ② 交互に利用することは可能であり、契約方法については適切な方法で締結して差し支えない。

【体験利用】

問 15-8

- ① 共同生活住居に、定員数以外の未使用の居室がある場合、その居室を使ってこのサービスを提供することができるのか。定員に空きのある場合だけか？
- ② 共同生活介護サービス事業所において定員4名(入所者3名、すべて程度区分2で生活支援員の配置はなしのケース)の場合、体験利用者(区分4)を受け入れる場合、程度区分に見合う生活支援員の配置時間を確保する必要があると考えるかどうか。

(答)

- ① 体験利用も定員の範囲内で実施することとなる。定員外の居室を利用する場合には、当該居室分含めた定員に変更する必要がある。
- ② 貴見のとおり。体験利用の者についても通常の利用者と同じ扱いとする。

【夜間防災体制加算】

問 15-9

グループホームの「必要な防災体制」とは、具体的にどういうことなのか。

(答) 報酬上想定しているのは警備会社との契約であるが、職員が夜間常駐している場合については、本加算を算定できる。

【日中支援加算】

問 15-10

日中支援加算について、土日等、日中活動がない日は全て（3日目以降）算定してよいか。

(答) 心身の状況等により、障害福祉サービス等を利用する予定であったが、利用できなくなったりした日に限り算定することができる。

【日中支援加算】

問 15-11

日中支援加算について、高齢やひきこもり等で日中活動の支給決定を受けていない利用者については算定できないのか。

(答) 心身の状況等により、障害福祉サービス等を利用する予定であったが、利用できなくなったりした日に限り算定することができる。

【日中支援加算】

問 15-12

日中支援加算について、日中活動の欠席時対応加算と同日にそれぞれ算定することはできるか。

(答) それぞれ加算を算定することが可能である。

【日中支援加算】

問 15-13

日中支援加算について、就労している利用者に対して本加算が算定される、「心身の状況等により当該障害福祉サービス等を利用することができないとき」とは、具体的にどのような場合を想定しているのか。

(答) 体調不良等により出勤ができない場合を想定している。

【地域生活移行個別支援特別加算】

問 15-14

刑務所からの出所者で「これに準ずる者」は、市町村が認定するのか。

(答) 詳細の要件は通知に列挙する予定。

【地域生活移行個別支援特別加算】

問 15-15

「障害者等の地域生活の定着支援を目的とした機関」が設置されるまでの間、市町村はどういった機関に指導助言を求めることができるか。

(答) 保護観察所、指定医療機関、精神保健福祉センター等を想定している。

【地域生活移行個別支援特別加算】

問 15-16

地域生活移行個別支援特別加算

- ① 注において、特別な支援に対応した共同生活介護（援助）計画に基づきとあるが、特別な支援とは、具体的にどのようなものが想定されるのか。
- ② 施設基準2では、研修の実施について規定されているが、この研修の具体的な内容はどのようなものを想定しているのか。
- ③ 厚生労働大臣が定める者のうち、「刑務所からの出所に伴い障害者等の地域生活の定着支援を目的とした機関からの受入依頼を受けた者」とあるが、刑務所からの出所に伴い障害者等の地域生活の定着支援を目的とした機関とはどのようなものか。
- ④ 本加算と福祉専門職員配置等加算の併給は可能か。

(答)

- ① 本人や関係者からの聞き取りや経過記録、行動観察等によるアセスメントに基づき、犯罪行為に至った要因を理解し、これを誘発しないような環境調整と必要な専門的支援（教育、訓練）が組み込まれた計画を作成する必要がある。特に本人が安定した行動がとれるような要因を踏まえた内容となるよう、支援に当たっての留意事項を明確にすることが重要である。
- ② 福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の支援にたずさわる地域定着支援センター等の関係者を講師として招き事業所単位で研修会を実施すること、既に支援の実績のある事業所へ出向き実習見学を行うこと、関係団体が行う研修会（テーマが合致したもの）の受講などを想定している。
- ③ 社会・援護局において検討している地域生活定着支援センターの他、保護観察所等を想定している。
- ④ 当該加算においては、社会福祉士等の資格保有者を専任に配置することまでは求めないこととしたため、福祉専門職員等配置加算との併給は可能である。

16 サービス利用計画作成費

【特定事業所加算】

問16-1

特定事業所加算について、「次の（1）から（5）までの要件をみたすもの」とあるが、（1）から（5）すべての要件を満たす必要があるのか。いずれかの要件でよいのか。

(答) 加算の算定に当たっては、すべての要件を満たす必要がある。

【特定事業所加算】

問16-2

サービス利用計画作成費の特定事業所加算を算定する要件のひとつに、「相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置」がある。

当県では、未だ現任研修を実施しておらず、平成21年度の早い時期に初めて実施する予定である。なお、全国で少なくとも9つの県等が平成20年度末時点で、現任研修を行っていない状況である。

加算の算定に係るその他の要件を全て満たす事業所に対して、平成21年度内

に現任研修を修了することを条件に、平成21年4月から特定事業所加算を算定することを認めても差し支えないか。

(答) 加算の算定に当たっては、すべての要件を満たす必要がある。

【特定事業所加算】

問16-3

指定相談支援の特定事業所加算において、「自立支援協議会に定期的に参加する等、医療機関や行政との連携体制をとっていること」とある。

医療機関や行政との連携体制をとっているのであれば、児童福祉法の要保護児童対策地域協議会への参加を自立支援協議会への参加に置き換えて対応することは可能か?

(答)「連携体制」とは、自立支援協議会等の地域における相談支援体制に関する協議の場における委員となっている等、地域のネットワーク作りに参加するなどして医療機関や行政との連携を取っていることを言うものであり、障害者(児)の福祉に関する協議会等であれば対象として差し支えない。

17 障害児施設関係

【看護師配置加算、心理担当職員加算 職員配置 共通】

問17-1

看護師(心理担当職員)を配置するにあたっては、常勤でなければならないのか、非常勤でもよいのか。

(答)常勤であることが望ましいが、常勤的非常勤(1日6時間以上かつ月20日以上勤務する非常勤職員、複数の職員で左記時間数を満たす場合)でもよい。

【看護師配置加算、資格】

問17-2

准看護師を配置した場合も加算の対象となるか。

(答)準看護師は対象となる。(看護師のみが対象)

【心理担当職員加算、加算される児童の範囲】

問17-3

心理療法を必要とされる児童のみに加算されるのか。

また、「必要とする障害児が5名以上」とは、契約で利用する児童の人数のことか。

(答)利用者全員に加算されるものである。

「必要とする障害児が5名以上」については、措置と契約の合計で5名以上であれば対象となる。

【心理担当職員加算、障害児数の判断時点】

問 17-4 「必要とする障害児が5名以上」はどの時点で判断するのか。

(答) 加算の届け出を行う際に満たす必要がある。(満たしなくなった場合には届出が必要である。)

【心理担当職員加算、算定要件】

問 17-5

心理担当職員配置加算の算定要件の一つである「心的外傷のため心理療法を必要とする障害児が5名以上いること」の判断は誰が行うのか。

(答) 児童相談所長の判断となる。

【心理担当職員加算、設備等】

問 17-6 心理療法を行うための部屋や必要な設備とは何か。

(答) 専用室やパーテーション等、障害児が落ち着いてのぞむことができる環境を確保するために必要なものを指すものである。

【心理担当職員加算、担当職員の要件】

問 17-7

心理担当職員の資格要件について「個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同程度と認められるもの」とあるが、児童養護施設等における取扱いと同様と考えてよいか。

(答) 貴見のとおり。

【地域移行支援加算】

問 17-8

臨時特例交付金による特別対策事業の「地域移行支援事業（障害児施設からの家庭復帰を含む）」と地域移行支援加算とは同じものか、別途算定できるのか。

(答) 別途算定できる。

【措置費との関係】

問 17-9

看護師配置加算、心理担当職員加算については、措置費でも設けられるのか。

(答) 貴見のとおり。

【グループホーム、ケアホームの短期間の体験利用と併給関係】

問 17-10

グループホーム、ケアホームの体験利用に係る報酬が新たに定められたが、障害児施設に入所しながらグループホーム、ケアホームの体験利用の併給は可能か。

(答) 算定は可能である。（入所施設支援と同様の取扱い）

なお、グループホーム、ケアホームを体験利用する場合、障害児施設については、入院・外泊時加算が算定される。